

(案)

令和8年度

ジュニア育成地域推進事業

(地区体育・スポーツ協会等事業)

- 事務の手引き -

令和8年4月

公益財団法人東京都スポーツ協会

## 目 次

1	はじめに	1
2	令和8年度の主な変更点	2
3	適正な会計処理の徹底について	3～
4	事業概要	6～
5	事業実施の留意点	9～
6	事業実施の流れ	11
7	分担金対象経費及び支出基準 ※分担金対象経費及び支出基準表（15～17）	12～
8	必要な証拠書類 (1) 謝金等の支払い (2) 交通費の支払い (3) 消耗品費の支払い ※特定の消耗品の取扱い（購入不可）	18～
9	謝金の単価基準	22
10	事務費の支出基準（地区体協のみ）	23
11	分担金申請及び特別申請事務	24～
12	事業実施報告事務と分担金額の確定	28～
13	報告書作成について	30～
14	その他	34

## 1 はじめに

ジュニア育成地域推進事業は、地域におけるジュニアスポーツの裾野を広げることを目的に、地区体育・スポーツ協会等（以下「地区体協」という。）が実施するジュニア層を対象としたスポーツ教室等に対して、東京都が（公財）東京都スポーツ協会（以下「東京都スポーツ協会」という。）を通じて、実施に係る経費を交付しています。

そのため、本事業は、東京都の公金で運営されており、対象となる事業経費の会計処理や事業運営については、適正化及び健全性を確保しなければなりません。

地区体協及び主管団体におかれましては、この「事務の手引き」に記載されている内容を十分に理解した上で、必要な手続きや書類を提出するなどの会計処理を行ってください。

「事務の手引き」に記載されている事項について、遵守されない場合は分担金を交付できない場合があります。

透明性のある事業運営及び適正な会計処理を行っていただきますようお願いします。

## 2 令和8年度の主な変更点

### (1) 未就学児向け事業 分担金上限額

令和8年度（税込）	令和7年度（税込）
1 地区 申請上限額 <u>320,000円</u> ※分担金上限額に <u>4万円</u> の範囲内で 事務費を含めることができる。	1 地区 申請上限額 <u>400,000円</u> ※分担金上限額に <u>5万円</u> の範囲内で 事務費を含めることができる。

### (2) 宿泊費

令和8年度（税込）	令和7年度（税込）
実費 税込単価 1人1泊2食 <u>19,000円</u> 以内	実費 税込単価 1人1泊2食 <u>12,000円</u> 以内

### (3) 交通費

令和8年度（税込）	令和7年度（税込）
<u>分担金対象とする。</u>	<u>分担金対象外</u> <u>片道100km未満の特急料金等</u>

### 3 適正な会計処理の徹底について

ジュニア育成地域推進事業において、過去3回、領収書の改ざん等による公金の不正事案が発生しました。公金の不適正な会計処理は、東京都のスポーツ活動全体への信頼を損ねることとなります。

公的資金を使用している団体として倫理を自覚し、二度と不正事案を発生させないよう再発防止策に取り組んでください。

#### (1) 本事業で発生した不正事案概要

##### ① 事案1 <平成29年度公表>

某地区主管団体が実施した強化練習会において、弁当・消耗品費等の購入代金の会計処理について、虚偽の金額を記載した領収書を作成し、実際の購入経費よりも多い額の分担金を請求した上で、車両の燃料費など私的に流用していた。

##### ② 事案2 <令和4年度公表>

某地区主管団体が実施したスポーツ大会において、謝金の会計処理について、虚偽の金額を記載した領収書を作成し、実際の支払額よりも多い額の分担金を請求した上で、本来交付対象とはされていない経費に充当していた。

##### ③ 事案3 <令和5年度公表>

某地区主管団体が実施した強化練習会等において、弁当販売店から白紙の領収証を入手した上で、実際の購入金額とは異なる額を記入していた。また、指導者への謝金の一部についても、支払いがされていないにも関わらず、領収証を偽造しているものがあつた。

#### <不適正な会計処理の主な事例>

不正事案を受けて、不適正な会計処理が行われていないことを**主管団体の代表者・公金取扱者、地区体協の代表者・公金取扱者等**は、確認してください。

- ① 二重帳簿を作成し、東京都スポーツ協会に虚偽の報告をしている。
- ② 虚偽の領収書を作成して、水増し請求をしている。
- ③ 領収書の金額欄を空欄にして、記名のみを支払相手方に依頼している。
- ④ 取引事業者から白紙の領収書を受け取り、水増し請求をしている。
- ⑤ 実態のない店舗の虚偽の領収書を使用し、水増し請求をしている。
- ⑥ 指導実態のない者に対して、謝金の領収書に記名させ、水増し請求をしている。
- ⑦ 講師・指導者や事業者の印を偽造している。
- ⑧ 当該団体理事会等の機関決定会議の議決を得ずに、当該団体の役員等構成員（近親者含む）が経営する事業者と取引をしている。（利益相反）

## (2) 分担金事業を適正に行うポイント

- ① 分担金が決められた事業目的に使用されていること
- ② 分担金が支出対象として定められた経費に使用されていること
- ③ **謝金、物品購入等、原則振込払い又はカード払い（クレジットカード・デビットカード払い）としていること**
- ④ 複数で会計管理に関わり、相互に確認をする等の体制を整えること
- ⑤ 分担金等の使途を証明する書類が整っていること
- ⑥ 業者に発注する内容と実際の取扱品目が一致していること
- ⑦ 事業規模に見合った適正な数量、価格で発注していること
- ⑧ 当該団体の役員等の近親者等が経営する業者へ発注する場合は、細心の注意を払い（利益相反取引）、当該団体理事会等の機関決定会議の議決を得ること

- 本事業は東京都の公金で運営されており、監査の対象となります。  
また、分担金から支出された経費が第三者にも説明がつくようにする必要があります。  
東京都の監査で不備が指摘された場合、分担金額が確定した後でも、遡及して分担金の返還を求めることがあります。
- **事業実施報告書の写しは、事業終了の翌年度から起算して5年間保管してください。**

## (3) 主な再発防止策

本事業を実施する上で以下の項目を遵守してください。

- ① 令和8年度事業の申請の際には、以下の書類を提出してください。
  - ・確認書（地区体協・主管団体）
  - ・公金取扱者設置届出書（地区体協・主管団体）
  - ・**個人情報安全管理水準届出**（地区体協）
  - ・スポーツ団体ガバナンスコードに係るセルフチェックシート（地区体協）
- ② 地区体協及び主管団体における本事業の分担金の管理は、他の事業と区分して通帳で管理してください。
- ③ 分担金対象経費の支払いは、**原則振込払い又はカード払い（クレジットカード・デビットカード払い）としてください。**※詳細は、12～13 ページ参照
- ④ 会計処理の実施に当たっては、担当者1名のみで処理を行わず、複数の者による確認を行う等**ダブルチェック体制を整備してください。**
- ⑤ 地区体協においては、東京都及び東京都スポーツ協会主催のコンプライアンス研修会や事業説明会等に参加してください。

あわせて、分担金を交付する主管団体を対象としたコンプライアンス研修会等を実施してください。

- ⑥ 東京都及び東京都スポーツ協会が、地区体協または主管団体の事務所等に立ち入り、適正な会計処理が行われているか、会計書類や分担金の管理状況等について現地調査をさせていただきます。(令和6年度～令和8年度実施)

**事業実施報告書の写しは、事業終了の翌年度から起算して5年間保管してください。**

### 不適正な会計処理が発生した場合の主な措置

#### 1 東京都スポーツ協会等による調査

地区体協の主管団体において、不適正な会計処理を行った場合には、東京都及び東京都スポーツ協会が、直接調査し、分担金の交付を取り消す場合があります。

#### 2 不適正な会計処理に伴う分担金の交付対象からの除外

当該年度の分担金の返還はもちろんのこと、過去に遡って調査を行い、過去の分担金の返還や翌年度以降最大5年間、分担金を交付しない場合があります。

#### 3 違約加算金及び遅延金

不正行為等により分担金を返還する場合は、分担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を上乗せして、東京都スポーツ協会に納付しなければなりません。

期限内に納付できなかった場合は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した遅延金を東京都スポーツ協会に納付しなければなりません。

#### 4 団体名等の公表等

不正行為等が判明した場合は、プレス発表により当該団体名等を公表し、刑事告発等を行う場合があります。

#### 4 事業概要

ジュニア育成地域推進事業は、平成18年度からスポーツ祭東京2013（東京国スポ）に向けて地域のスポーツ振興を目的として実施してきました。引き続き、地域におけるジュニアスポーツの裾野を広げることを目的として実施します。

1 主催者	東京都、東京都スポーツ協会、地区体協		
2 主管者	地区体協で事業を実施する団体等		
3 実施期間	令和8年4月1日から令和9年2月28日まで 東京都スポーツ協会が認めた場合は令和9年3月31日まで延長可		
4 事業内容	(1) 競技事業	① 教室 ② 大会 ③ 強化練習 ④ ジュニアスポーツ指導者の養成研修	
	(2) ネットワーク構築・活用事業	① 連絡協議会 ② 指導者連絡会 ③ 種目間交流 ④ 保護者等啓発	
	(3) 未就学児向け事業	① 基礎的な運動教室	
5 対象競技	次の競技を中心とする。 ●国スポ <sup>(注1)</sup> 正式競技 41 競技 ●国スポ <sup>(注1)</sup> 公開競技・国スポ <sup>(注1)</sup> 特別競技 6 競技 (綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、硬式野球) ●オリンピック <sup>(注2)</sup> 競技 9 競技 (マラソン、テコンドー、スケートボード、サーフィン、野球・ソフトボール、クリケット、ラクロス、フライングフットボール、スカッシュ) ●東京都スポーツ協会加盟団体競技 6 競技 (ラジオ体操、民踊、ローレスポーツ、ダンススポーツ、合気道、少林寺拳法)		
6 事業対象者	(1) 競技事業	① 教室 ② 大会 ③ 強化練習	高校生以下（未就学児、小学生、中学生、高校生）
		④ ジュニアスポーツ指導者の養成研修	指導者、指導者を目指す者（大学生以上）
	(2) ネットワーク構築・活用事業	① 連絡協議会 ② 指導者連絡会	指導者、地域スポーツ関係者等
		③ 種目間交流	高校生以下（未就学児、小学生、中学生、高校生）
		④ 保護者等啓発	高校生以下（未就学児、小学生、中学生、高校生）、指導者、保護者
(3) 未就学児向け事業	① 教室	未就学児を含む小学生、中学生、高校生	
7 事業経費	分担金、地区体協負担金、参加費等		

(注1) 国スポ正式競技、国スポ公開競技・国スポ特別競技は隔年実施競技を含む

(注2) オリンピック競技はロサンゼルス2028オリンピック競技大会による。

(1) 事業内容

事業区分		事業内容の例
(1) 競技事業	① 教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初心者等を対象とした教室の開催</li> <li>●子供達に競技ルール等を教え審判技術を身につけさせる教室</li> </ul> ※ジュニアのみを対象とする審判講習等は事業区分を教室に分類する。
	② 大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主催が東京都、東京都スポーツ協会、地区体協のジュニアを対象とする大会</li> <li>●東京代表として中学生が全国大会に参加する場合の選手、指導者の交通費（上限 30 万円）。詳細は次ページ参照</li> </ul>
	③ 強化練習	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区から都大会・関東大会・全国大会に出場し良い成績を収めることのできるジュニアの育成を目指した強化（強化合宿、強化練習会、対外練習試合など）</li> </ul>
	④ 指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導者や審判員のレベルアップのための講習会</li> <li>●指導者や審判員を育成するための講習会</li> </ul>
(2) ネットワーク構築活用事業	①連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区体協、実施競技団体、地区教育委員会、学校部活動、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の地域スポーツ関係者を構成メンバーとし、地域におけるジュニア選手の発掘・育成・強化対策の課題等の競技及び情報交換のための連絡協議会</li> <li>●<b>地区体協、実施競技団体の関係者を対象としたコンプライアンス研修会等</b></li> </ul> ※連絡協議会の一部として実績ある指導者の講演を実施することも可能
	② 指導者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区の各競技の監督・コーチ・世話人等の指導者等を構成メンバーとし、競技別の指導方法、リスクマネジメント、日頃の活動状況や大会の戦績、有望選手などの情報交換を行うための連絡会（種目間交流の相談等）</li> </ul>
	③ 種目間交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●異なる競技をしているジュニア同士の交流の場を設け、競技を変えて他の競技指導者にコーチしてもらうなど、新たな競技を経験する</li> </ul>
	④ 保護者等啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツに関連した知識を深める講演会・講習会</li> </ul> テーマ例：スポーツと栄養、熱中症予防、水分補給、小・中・高校生を対象とした体力測定会 など
(3) 未就学児向け事業	① 教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎的な運動教室</li> </ul>

## (2) 対象外となる事業

- ① 主催者が「東京都、東京都スポーツ協会、地区体協」でない事業
- ② 海外で実施する事業
- ③ 児童・生徒の競技検定や指導者資格の取得を目的とした事業
- ④ 例年実施している都大会等地区代表者選考を目的とした事業
- ⑤ 他団体等が主催する大会への参加（東京代表として中学生が全国大会に参加する場合の選手、指導者の交通費（上限 30 万円）は対象とする）※（3）参照
- ⑥ 国民スポーツ大会などの大会等の視察やスポーツ観戦
- ⑦ 事業対象者が大人のみで、宿泊を伴う事業
- ⑧ 上記の他、東京都スポーツ協会が不適切と判断した事業

※ 不明な点は、東京都スポーツ協会に事前にご相談ください。

## (3) 東京都代表として中学生が全国大会に参加する場合に分担金の対象となるもの

※全国大会に出場する可能性があり、分担金を使用する場合には、4月当初の分担金申請または特別申請で申請していただく必要があります。実施期限が過ぎている場合は事業対象となりません。

### ① 対象競技

国スポ正式競技 41 競技

### ② 対象とする大会

ブロック大会の予選を経て東京都代表として出場する、国や地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会の関係団体などが主催する全国大会規模のスポーツ大会のうち、中学生を対象とする大会。主催者は「東京都、東京都スポーツ協会、地区体協」でなくとも構いません。

事業計画書と一緒にブロック大会の予選要項、大会要項等を提出してください。分担金支出対象となるかどうか、東京都スポーツ協会にて検討します。

### ③ 事業対象者

全国大会に出場する中学生選手

※ 小学生、高校生は対象外

### ④ 対象とする費用

全国大会参加に係る費用における中学生選手及び指導者の交通費

上限金額は、一大会あたり 30 万円

※ 往復旅費のみ負担、宿泊費は対象外

※ 応援・付添いなどの父兄等は対象外

交通費が 30 万円以上の場合、30 万円を超えた分は分担金以外の支出で対応してください。また、交通費が 30 万円に満たない場合、大会参加にかかった他の経費を分担金から支出することはできません。

## 5 事業実施の留意点

### (1) 事業計画

- ① 事業収支を計画するに当たり、適切な経費算定を行ってください。
- ② 指導者等は、全国大会や国際大会に選手、監督、コーチとして出場経験のある者とした事業を計画し、実施するよう努めてください。  
 ※全国大会：国民スポーツ大会、高校インターハイ、全日本選手権規模の競技大会、主催等が文部科学省、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体である全国大会など  
 ※国際大会：オリンピック、アジア競技大会、ユニバーシアード、世界選手権大会、(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体種目にある国際大会など
- ③ 参加料を徴収する場合は次の点に留意してください。
  - ・募集案内(チラシ)等に参加料の額、参加料の用途(参加料を徴収する目的)、事業中止や申込後のキャンセルなどを想定した場合の返金の扱いを明記してください。
  - ・参加料を受領した際は、参加者に領収書を渡してください。
  - ・参加料を徴収することにより、事業経費に差益が生じた場合は差益分の分担金が減額されます。
  - ・収支予算書(第4号様式)、収支決算書(第14号様式)の収入欄の「3その他」に徴収した参加料を記入してください。

金額が一致すること

<収入>

科目	金額	内容	備考
1 分担金	180,000 円	東京都分担金	
2 負担金	円		
3 その他	10,000 円	参加費@500×20名	
合計	190,000 円		

<支出>

科目	金額	内容					計					
		@	×	個	×	回	円					
分担金支出 計	180,000 円						0 円					
10 分担金以外で支出するもの	10,000 円	ボール	@	2,500	×	4	個	×	1	回	10,000 円	
			@		×			×		回	0 円	
			@		×				×		回	0 円
			@		×				×		回	0 円
合計	190,000 円											

### (2) 事業実施

- ① 計画した事業が、荒天、感染症状況等により実施できない場合は、延期等代替措置を講じるなど努めてください。
- ② ジュニアを対象とした事業は、発達段階に応じた安全な指導内容としてください。
- ③ 事業案内、プログラム、ポスター、実施要項、看板等の印刷物や制作物には、必ず、主催者(地区体協、東京都、東京都スポーツ協会)、主管者(地区競技連盟)、事業名「ジュニア育成地域推進事業」を明示してください。

(明示例)

<p>ジュニア育成地域推進事業 ジュニア〇〇〇教室 主催:〇〇〇体育・スポーツ協会、東京都、(公財)東京都スポーツ協会 主管:〇〇〇連盟</p>
--------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 安全管理

- ① 事故がないよう十分な安全管理をしてください。
- ② スポーツ傷害保険等への加入、医師や看護師の配備など不慮の事故等に備えてください。
- ③ 参加者の緊急連絡先を把握するなど、万一来に備えた体制をとってください。なお、個人情報を取り扱う場合は関係法令及び各団体の規程に基づき、適正に管理してください。
- ④ 感染症、熱中症について、(公財)日本スポーツ協会等、各種ガイドラインを踏まえた運営を行ってください。
- ⑤ **事故等が発生した場合は、東京都スポーツ協会へ速やかに電話・メール等で報告してください。後日、任意様式により状況報告してください。**

## 6 事業実施の流れ

- 事業の計画（企画）  
目的、内容、対象者、規模、実施日、会場、方法（募集、運営）、予算等を検討
- 事業実施計画書、収支予算書等を作成

- 分担金申請書の提出（地区体協）  
（分担金申請書、申請事業総括表、事業実施計画書、収支予算書、確認書、公金取扱者設置届出書、個人情報安全管理水準届出及びスポーツ団体ガバナンスコードに係るセルフチェックシート等）〔指定様式〕を提出  
【提出期限】令和8年4月10日（金）  
※地区体協は、主管団体より提出された分担金申請書類等の審査を行い、当該申請に係る分担金の交付が事務の手引に違反していないか、金額の算定に誤りがないか等を必ずご確認ください。
- ◎申請内容確認（東京都スポーツ協会）  
地区体協から提出された申請書類を精査し、必要に応じ電話、メール等で問合せ、不備があれば再提出を依頼する（5月中旬まで）。
- 交付決定及び分担金の振込み（東京都スポーツ協会）  
【振込時期】6月中旬頃を予定
- ヒアリング（特別申請提出後に実施予定）  
【実施時期】8月中旬～下旬頃を予定

- 対象事業の実施（地区体協・主管団体）  
事業計画書に沿って事業を実施する。  
領収書等の会計書類を収集、整理する。
- 事業実施報告書、収支決算書等を作成（地区体協・主管団体）

- 事業実施報告書、収支決算書の提出（地区体協）  
主管団体は事業別の事業実施報告書、収支決算書、領収書、振込明細書等を事業終了後速やかに地区体協まで提出してください。地区体協は内容に不備があれば主管団体に修正依頼をし、正しい内容で東京都スポーツ協会へ提出して下さい。  
※地区体協は、主管団体から提出された事業報告書及び収支決算書等を精査し、事務の手引きに違反していないか、金額の算定に誤りがないか等、必ず確認をしてから、報告書類一式すべて揃えた状態で、東京都スポーツ協会へご提出ください。  
【東京都スポーツ協会への提出期限】  
**事業実施後30日以内または令和9年3月31日までのいずれか早い時期**
- 分担金額の確定（東京都スポーツ協会）  
東京都スポーツ協会が報告書を精査し、分担金額を決定します。地区体協全体の分担金確定次第、「分担金額の確定通知書」を地区体協へ送付します。  
確定額が交付額を下回る場合は差額を返金してください。**返金は東京都スポーツ協会指定の口座に振込みとなります。振込手数料は各地区体協の負担となります。**
- ◎消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う分担金の返還（地区体協）  
消費税及び地方消費税の申告により、本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税が確定した場合には、別紙「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定について」を速やかに東京都スポーツ協会へ提出してください。東京都スポーツ協会に報告があった場合には、当該税の全部又は一部を返還させることがあります。

## 7 分担金対象経費及び支出基準

【各科目の対象経費と支出基準等の詳細は、15～17 ページ参照】

### (1) 分担金対象範囲の拡大（令和5年度～）

- ① 謝金、弁当代について、本事業実施のための事前準備も対象
- ② 条件付きでタクシー利用を対象
- ③ 島しょ地区以外でも遠方から指導者を招聘する際の宿泊費を対象
- ④ 感染症予防のための経費として、PCR検査キットや抗原検査キット、予備用マスク 50 枚以内などを対象

### (2) 分担金の支払方法

- ① 分担金対象経費の支払いは、**原則振込払い又はカード払い（クレジットカード・デビットカード払い）としてください。**

⑦ 支払先が振込払い及びカード払いに対応していない場合に限り、現金払いを対象とします（コンビニエンスストアで購入の熱中症対策飲料・氷、郵便局で購入の郵券、コピー代、宿泊費、施設使用料、配送料等）。

この場合の証拠書類は、レシート又はレシート型領収書で単価・数量等の明細が記載されているものに限り、手書きの領収書は分担金対象外となります。

ただし、宿泊費、施設使用料、配送料については、実態に合わせて手書きの領収書も対象としますが、必要に応じて支払先に領収確認を行います。

手書きしか対応していない場合は事前に東京都スポーツ協会担当者までご相談ください。

- ⑧ **謝金（人件費含む）の現金払いは、分担金対象外となります。**

⑨ 現金払いは必要に応じて理由書、通帳の写し、現金出納簿の写しを提出していただく場合があります。〔記載の確認〕

⑩ 支払先が振込払い及びカード払いに対応しているにもかかわらず、現金払いをした場合は、分担金対象外となる場合があります。

- ② **カード払い（クレジットカード・デビットカード払い）**は以下によりお願いします。

⑦ **スマホ決済、電子マネー、電子ウォレット、コード決済等は対象外**となります。

⑧ 支払回数：一括払いのみ

⑨ 引落日：令和9年3月31日（水曜日）以前

⑩ カード名義：法人名義・個人名義ともに可

※ただし、助成割合は下表のとおり

※端数（円未満）は、カードで支払ったことがわかる証拠書類ごとに切り捨て、「分担金以外で支出するもの」に計上すること。

カード名義	対象となる支出科目	助成割合
法人名義	手引きで認められる全科目	100%
個人名義	交通費・宿泊費	100%
	交通費・宿泊費以外	95%（1円未満切捨て）

④ 東京都スポーツ協会への提出が必要な証拠書類（原本提出）

- ア) 売上票、利用票などカードで支払ったことがわかる書類

※原則、カード番号下4桁が印字されていること

1) その他、科目ごとに必要な書類

<「分担金対象経費及び支出基準表」15～17 ページ参照>

※例：納品書等の支払金額の内訳がわかる書類

売上票のイメージ

<クレジットカード売上票> 加盟店名 インプレス商店 03-1234-5678	
端末番号 00000-000-00000 ご利用日 2023/11/30 15:15	
伝票番号 00000 会員番号 xxxxxxxx(1C) 承認番号 000000 取引内容売上 支払区分一括 取扱区分110 カード会社 ビザ 有効期限 xx/xx/xx	金額 AMOUNT ￥11,180 税その他 TAX / OTHER ￥1,118 合計金額 ￥12,298
ご利用ありがとうございました。 またのご来店をお待ちしております。 00000-0000-000 ACCESS ONLY SERVICE COUNTER SALES CLERK CUSTOMERS COPY INVOICE COPY お客様控え	

★公金取扱者へのお願い事項

以下については各団体で確認をお願いします。

- ・カード名義（法人か個人か）
- ・口座からの引落日（令和9年3月31日以前か）

※カード払いが令和9年3月31日（水曜日）まで可能なわけではありません。

適切に引落としされているかを確認する目的で、通帳の写し等を提出していただく場合があります。

③ ポイントカードの取扱い

- ・物品購入時等、個人のポイントカードを使用することはできません。

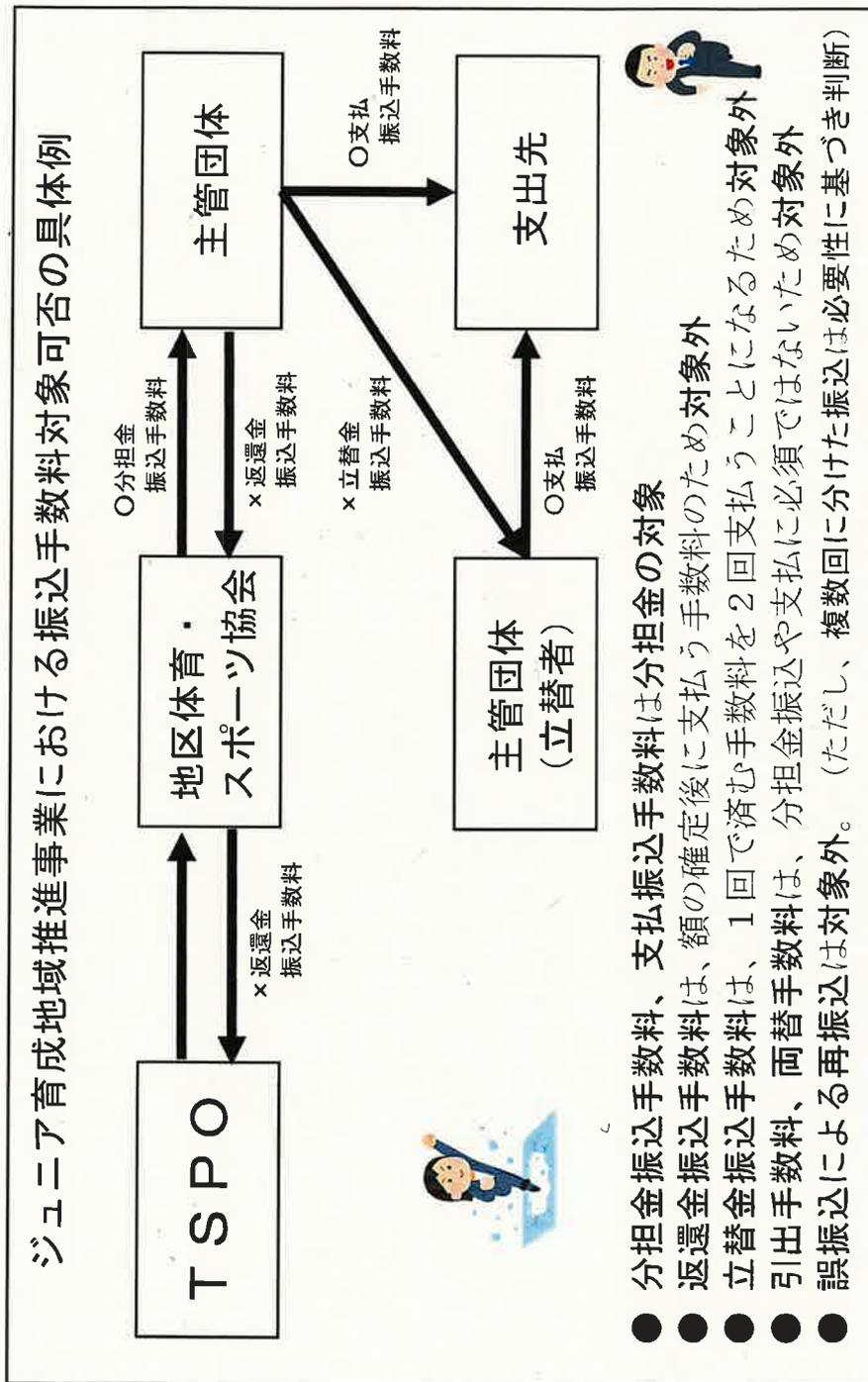
※ポイントカードを使用した場合は、購入時に付与された1ポイントにつき1円を分担金の対象外とします。また、支払う際に保有しているポイントを充当した場合も、充当した1ポイントにつき1円を対象外とします。

【支払い別 分担金対象一覧】

科目	支払方法				
	振込払い	現金払い		クレジットカード・デビットカード払い（注）	
		レシート・レシート型領収書	手書き領収書	クレジットカード・デビットカード売上票等	
謝金等	謝金	○	—	×	—
	昼食代	○	○	×	○
交通費	○	タクシー代のみ○	×	○	
宿泊費	○	○	○	○	
印刷製本費	○	○	×	○	
消耗品費	○	○	コピー代のみ○	○	
使用料・借上料	○	○	施設使用料のみ○	○	
通信運搬費	○	○	宅配代のみ伝票○	○	
保険料	○	保険証書可○	×	○	
雑役務費	○	×	×	○	

「現金払い」の場合の証拠書類は、業者発行のレシート又はレシート型領収書となります。  
 レシート又はレシート型領収書は、店員がレジ打ちをして、購入の明細と代金の内訳が記載され、当該代金を店員が受領した上で、レジ機器から発行されるものを想定しています。  
 地区体協又は主管団体が作成した「印字の領収書」は分担金対象外となります。

【振込手数料対象可否の具体例（参考）】



判断に迷われた場合は、東京都スポーツ協会へお問合せください。